

■ 国の基本方針改定（R7.7）を受けての要請事項への対応方針（案）

項目	具体的な内容	北九州市の耐震改修促進計画改定での方向性（案）
1 改正方針を踏まえた促進計画の見直し	改正方針を踏まえた促進計画の見直し、促進法の適確な運用、助成制度等の整備・充実	今回の改定で検討
2 要緊急安全確認大規模建築物等の目標設定	【国目標】 ・要緊急安全確認大規模建築物 「令和12年までにおおむね解消」 ・要安全確認計画記載建築物 「早期に解消」	国目標を踏まえ、下記のとおり目標設定を行う。 ・要緊急安全確認大規模建築物 「令和12年までにおおむね解消」 ・要安全確認計画記載建築物 改定計画での位置付けは想定していないため、「記載なし」
3 住宅の耐震化率の算定	最新の値を把握し、目標設定 【国目標】「令和17年までにおおむね解消」	国目標を踏まえ、下記のとおり目標設定を行う。 ・住宅 「令和17年までにおおむね解消」
4 住宅所有者等に向けた広報の実施	広報誌やHP、新聞、ラジオ、テレビ、SNS等を活用した積極的な普及啓発	既に行っている普及啓発（チラシの作成・設置、市政だよりへの掲載、固定資産税納入通知書同封チラシ、PR動画の作成・発信）の継続的な活動に加え、より一層効果的な普及啓発を検討し、実施をする。
5 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン（リバース60）の活用	積極的な制度の活用と普及	本市の耐震化状況や方針等を踏まえ、制度の活用及び普及を図る。
6 避難沿道建築物の耐震化状況マップの公表と活用	関連データの提供とマップの活用	必要に応じ、別途対応
7 緊急輸送路強化に向けた関係機関との調整	道路関係部局と連携しながら、緊急輸送道路の強化に向けた施策の推進	現状、避難路沿道建築物の指定はないが、緊急輸送道路の延長に伴う福岡県の調査により、新たに建築物が指定された場合は、本市道路関係部局と連携を図りながら、一体的に耐震化を推進する。
8 密集市街地における耐震化の促進	密集事業部門と連携し、耐震化の推進	建物が密集するエリアの耐震化について、街区での防災の視点から、普及啓発を図る。
9 マンション関係法の改正	耐震性不足を認定したマンションの議決要件の緩和について、管理者等へ周知の働きかけ	管理者及び区分所有者に対し、耐震性が不足するマンションへの耐震改修の必要性を理解いただき、耐震化の促進を図る。併せて、法改正情報の認知拡大を図る。また、外壁剥離等の危険なマンションへの報告徴収、勧告等を行う。
10 木造住宅の耐震性能検証法	平成12年以前建築の木造住宅の所有者等に対し、周知	平成12年以前に建築された新耐震基準の在来軸組み工法の木造住宅について、耐震性能の適切な検証がなされるよう、国が作成した「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」を所有者等へ周知を図る。
11 天井などの非構造部材の耐震化	特定天井は現行基準を満たすよう改修対策を行うことが望ましい。 交付金事業の活用も検討を。	現計画に引き続き、周知啓発を図る。交付金事業の活用は、現時点で具体的な要望等はないが、補助制度の必要性を精査した上で、判断する。また、市有建築物については、記載の有無及び内容を庁内で協議。
12 昇降機の耐震化	エレベーターの防災対策について、補助制度の整備や公共建築物の対策を検討	現計画に引き続き、周知啓発を図る。交付金事業の活用は、現時点で具体的な要望等はないが、補助制度の必要性を精査した上で、判断する。また、市有建築物については、記載の有無及び内容を庁内で協議。
13 超高層建築物等における長周期地震動対策	南海トラフ地震による長周期地震動対策を定めている区域は、補助金制度を活用し対策を推進。	対象外
14 機能継続に向けた免震・制震改修、設備の耐震性向上	ガイドラインを示しているので、活用を。	特に民間の防災拠点等となる建築物について、ガイドラインの周知啓発を図る。
15 予算の適確な執行	交付金事業等に多額の不用が発生。適確な執行を。	